

連結同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連 結 業 度	結 業 年	法人名					
当期連結留保金額の計算	連結留保所得金額 (別表四の二「46の②」)	1	円	連結所得金額仮計 (別表四の二「40の①」)	12	円	
	連結法人税額 (別表一の二(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」)	2		分割前事業年度等の欠損金の損金算入額 (別表四の二「8の①」)	13		
				受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「12」から令第155条の24の配当等の額に係る金額を除いた金額)	14		
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「8」の合計額)	3		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「26の①」)	15		
				新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「24」の合計額)	16		
	当期連結留保金額 (1)-(2)-(3)	4		沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「25」の合計額)	17		
				収用等の場合等の連結所得の特別控除額(別表十の二「18」、「31」、「34」及び「37」又は「44」)	18		
	積立金基準額の計算	連結親法人の期末資本の金額又は出資金額	5		肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「27」の合計額)	19	
					特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額 (別表三の二付表「28」の合計額)	20	
		同上の25%相当額	6		課税済留保金額の損金算入額 (別表三の二付表「29」の合計額)	21	
					課税対象留保金額の益金算入額 (別表三の二付表「30」の合計額)	22	
期中増減		適格合併等により増加した連結利益積立金額	8		連結所得等の金額 (12)+(13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)-(22)	23	
					適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額	9	
算	期末連結利益積立金額 (7)+(8)-(9)	10		所得基準額 $(23) \times 35\%$	24		
				定額基準額 $1,500万円 \times \frac{1}{12}$	25		
	積立金基準額 (6)-(10)	11		連結留保控除額 (11)、(24)と(25)のうち多い金額	26		
				課税連結留保金額 (4)-(26)	27	000	
連結留保金額に対する税額の計算							
課税連結留保金額			税額				
年3,000万円相当額以下の金額 (27)又は $(3,000万円 \times \frac{1}{12})$ のいずれか少ない金額	28	円 000	(28)の10%相当額	32	円		
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ($(27)-(28)$)又は $(1億円 \times \frac{1}{12} - (28))$ のいずれか少ない金額	29	000	(29)の15%相当額	33			
年1億円相当額を超える金額 (27)-(28)-(29)	30	000	(30)の20%相当額	34			
計 (27) (28)+(29)+(30)	31	000	計 (32)+(33)+(34)	35			

別表三の二の記載の仕方

- 1 この明細書は、同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「連結法人税額2」の金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
- 3 「積立金基準額11」の金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
なお、「期末連結利益積立金額10」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の25%相当額6」の金額とそのマイナスの金額との差額に相当する金額を記載します。
- 4 「定額基準額 $(1,500万円 \times \frac{1}{12})$ 25」の「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。
- 5 「課税連結留保金額」の「28」及び「29」の各欄中、「 $\frac{1}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。
- 6 「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 $\frac{29}{((27)-(28))}$ 又は $(1億円 \times \frac{1}{12} - (28))$ のいずれか少ない金額」の金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額27」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。